

障害児支援の見直しについて

見直しの経緯

- 障害者自立支援法の附則で障害児支援について3年後の見直しの検討項目とされたことや、障害児を取り巻く環境の変化を踏まえ、本年3月から11回にわたり「[障害児支援の見直しに関する検討会](#)」を開催。
- 今後の障害児支援のあるべき姿と具体的な施策について、7月22日に報告がまとめられた。

※ 別冊 参考資料 1、2 参照

見直しの基本的視点

検討会報告のポイント

- 子どもは次世代を担う社会の宝であり、心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきもの。これは障害のある子どもも同様。
- 平成18年には、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりを目指した「障害者自立支援法」が施行されている。障害児支援についても「自立と共生」という理念を踏まえた検討が求められる。
- 障害児は、専門的な支援を図っていくことが必要であるが、他の子どもと異なる特別な存在ではない。様々な子どもが互いのふれあいの中で育っていくことは、障害のある子どもにとってもない子どもにとっても有益なことと考えられる。
- こうした基本認識に立った上で、検討会では、次の4つの基本的な視点を基に検討。

1. 子どもの将来の自立に向けた発達支援

～ 子どもの時期からの適切な支援が将来の自立と自己実現につながることを踏まえ、子どもの将来の自立に向けて発達を支援していくという視点。

2. 子どものライフステージに応じた一貫した支援

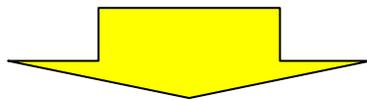
～ 入学や進学卒業などによって支援の一貫性が途切れないよう、関係者の連携を図り、子どものライフステージに応じて一貫した支援を行っていくという視点。

3. 家族を含めたトータルな支援

～ 子どもの育ちの基礎となるのは家族であり、家族を含めたトータルな支援をおこなっていくという視点。

4. できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

～ 子どもの頃から共に学び、遊び、育つことが共生社会の実現につながる。また、できるだけ生活の場から近いところで支援を受けることが望ましく、できるだけ身近な地域において支援していくという視点。



【論点(案)】

(基本的視点)

障害児支援施策の見直しに当たって、次の4つを基本的な視点としてはどうか。

(1) 子どもの将来に向けた発達支援

(2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

(3) 家族を含めたトータルな支援

(4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応

(1) 障害の早期発見・早期対応の取組の強化

現状・課題

- 障害については、①出産前後や乳児期に分かる場合、②1歳半児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合、③発達障害の場合など保育所等の日常生活の場での「気付き」による分かる場合などがあるが、いずれの場合にも、早期発見から早期対応につなげる体制を作っていくことが必要。

検討会報告のポイント

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、児童福祉、障害児通園施設等の障害児の専門機関等の連携を強化し、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりを目指していく必要がある。
- 市町村の地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関の連携を強め、体制を整備していくことが一つの方法。

(取組例)

出産前後や乳児期に分かる場合	親の心理的なケアを含めて、 <u>医療機関、母子保健、福祉の関係者が確実に連携する体制づくり</u>
1歳半児健診や3歳児健診などで分かる場合	<u>健診では疑いにとどまる場合も含め確実にフォローを行い、福祉につないでいく体制づくり</u> 障害児の専門機関が保健センター等を巡回支援
保育所等の日常生活の場で分かる場合	子どもの成育の遅れについての保育士等の「気付き」をそのままにしておくことなく、適切な支援につなげる。 <u>研修や、専門機関による巡回支援を実施。</u>

(2)「気になる」という段階からの支援

現状・課題

- 障害のある子どもは、なるべく早く専門的な支援を行うことが、子どもの発達支援の観点からも大切と考えられるが、①発達障害等の場合で明確な診断ができないケース、②障害があるが親がそれに気づき、適切に対応できていないケースなど、十分な支援につながっていない場合がある。

検討会報告のポイント

- 「気になる」という段階から、親子をサポートできるような仕組みが必要。
- 身近で親に接している者(保健師、保育士等)と、障害児の専門機関の者が、連続性をもって重層的に対応することにより、早期の支援につなげていくことが求められる。

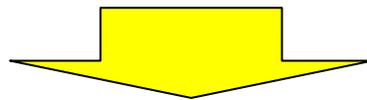
(取組例)

①親にとって身近な敷居の低い場所での支援	障害児の専門機関が保健センターなどに出向いていくことにより、身近なところで発達相談等の専門的な支援が受けられるようにする
②障害の確定診断前からの支援	親の心が揺れているような段階に、発達支援のサービスを体験的に利用できるようにする

部会でのこれまでの主な意見

- 早期発見、早期療育の連携体制が身近に整備されること。
- 障害の特性、発達段階に応じた適切な療育支援施策の構築を。

※ 参考資料 3、4



【論点(案)】

(関係機関の連携による障害の早期発見・早期対応の取組の強化)

1. 障害の早期発見・早期対応の取組を強化するため、各地域において、医療機関(産科、小児科)、母子保健、児童福祉、障害児通園施設等の障害児の専門機関等の連携を強化し、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりを進めていくべきではないか。その際、地域自立支援協議会について、子ども部会を設置する等により、活用を図るべきではないか。

(「気になる」という段階からの支援)

2. 「気になる」という段階から親子を支援するため、障害児の専門機関が保健センターなど親にとって身近な敷居の低い場所に出向いていたり、障害の確定診断前から発達支援サービスを体験利用できるようにしていくなどの取組を進めていくべきではないか。

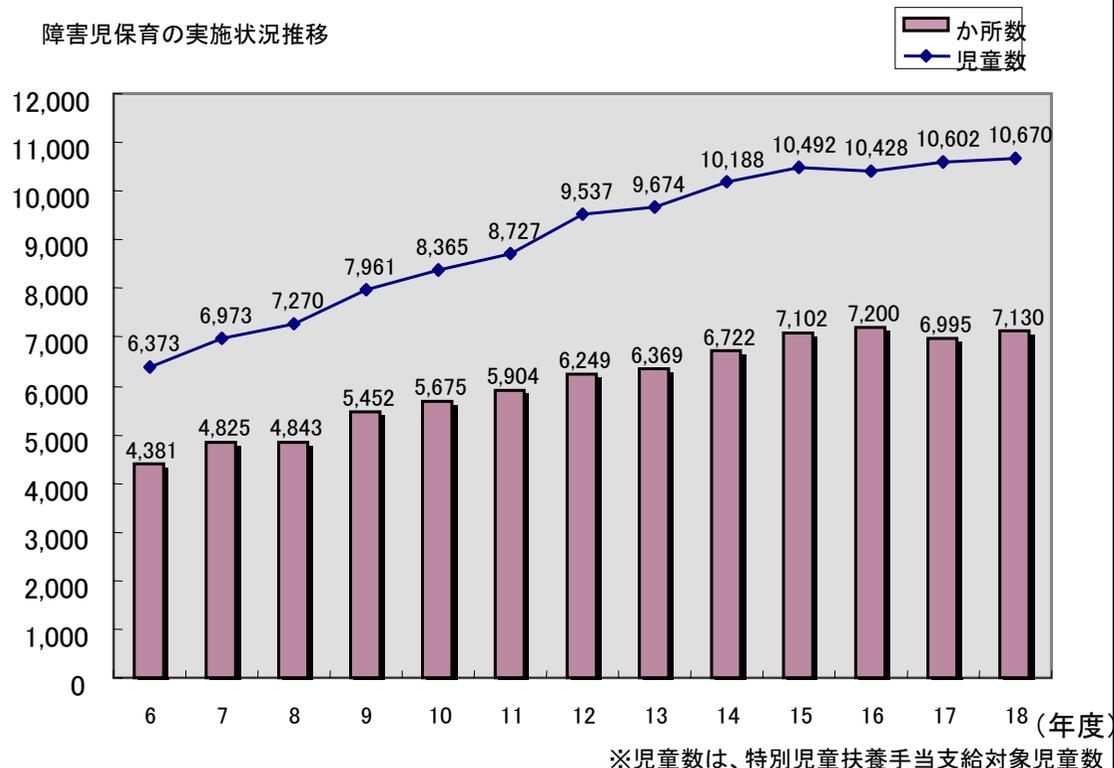
2. 就学前の支援策

(1) 保育所等での受入れの促進

現状・課題

- 保育所での障害児の受入れは年々増加しており、平成19年度に保育士の加配についての交付税措置も充実が図られている。
- 引き続き、保育所での保育に欠ける障害児の受入れ等を促進していくとともに、保育士等の資質の向上を図っていく必要がある。

障害児保育の実施状況推移



検討会報告のポイント

- 障害児の専門機関が、保育所等を巡回支援していくことにより、保育所等での受入れを促進するとともに、これまで障害児通園施設等に通っている子どもが並行してなるべく多く保育所等に通えるようにしていく。

(2) 障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実

現状・課題

- 現在、障害児通園施設、より身近な場でサービスを受けられる児童デイサービス等の通所施設がある。
- 障害児の通所施設については、地域における専門機関として、地域への支援の役割を強化していくことが求められている状況にある。
- また、より身近な地域で支援を受けられるようにしていくことが求められている。

○児童福祉法に基づく障害児通園施設

知的障害児通園施設	254か所	8,981人
難聴幼児通園施設	25	746人
肢体不自由児通園施設	99	2,608人

○障害者自立支援法に基づく通所事業

児童デイサービス	1,092か所	32,329人
----------	---------	---------

○予算事業

重症心身障害児(者)通園事業	280か所	
----------------	-------	--

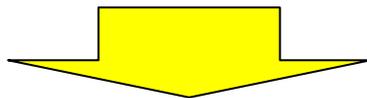
検討会報告のポイント

- 障害児の通所施設について、地域への支援機能を充実していくという観点から、保育所等への巡回など外に出て行って障害児や親、保育士等を支援する機能や、障害児や発達障害など発達上支援が必要な子どもについて相談支援やコーディネートを行う機能を十分に果たせるようにしていくべき。
- 障害児の通所施設について、障害の重複化に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、通所施設の一元化の方向で検討していくべき。その際、診療所と一体的に運営されているもの、単独で運営されているものがあることを踏まえ、その在り方を検討していくことが必要。
- 予算事業として実施されている重症心身障害児(者)通園事業の充実について、法令上の位置付けも含め検討していくことが必要。

部会でのこれまでの主な意見

- 一般の保育所での受入れを進めるに当たっては、保育士など人的な配置が必要。
- リハビリ職や心理職等が保育所、幼稚園等に巡回支援を行うことが重要。
- 障害児通園施設の一元化。

※ 参考資料 5～11



【論点(案)】

(障害児の保育所等での受入れ)

1. 障害児の通所施設が保育所等を巡回支援していくことにより、障害児の保育所等での受入れを促進していくべきではないか。

(通所施設の地域への支援の役割の強化)

2. 障害児の通所施設について、地域への支援の役割を強化していく観点から、地域に出て行って親子や保育士等を支援する機能や、発達障害などの子どもの相談支援を行う機能を十分に果たせるようにしていくべきではないか。

(通所施設の一元化)

3. 障害児の通所施設について、身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべきではないか。その際、診療所と一体的に運営されているもの、単独で運営されているもの等があることを踏まえ、その在り方を検討するべきではないか。また、重症心身障害児(者)通園事業の充実について、法令上の位置付けも含め検討していくべきではないか。

3. 学齢期・青年期の支援策

(1) 放課後や夏休み等における居場所の確保

現状・課題

- 学齢期の放課後や夏休み等における居場所の確保策の充実を求める声が多い。

(障害児が利用できる放課後支援策)

経過的小児デイサービス事業 (自立支援給付の対象)	障害児に対して集団療育を行う事業。就学前児童が原則であるが、学齢期の児童についても経過措置として対象となっている。
日中一時支援事業 (地域生活支援事業(補助金))	一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者について、日中活動の場を提供する事業。
放課後児童クラブ	概ね10歳未満の留守家庭の児童を対象とした事業。
放課後子ども教室推進事業	主に小学生を対象に、安全・安心な児童の居場所を確保する事業。

検討会報告のポイント

- 経過的小児デイサービス事業や、日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること、中学時や高校時に活用できる一般施策がほとんどないことを踏まえ、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものについては、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施していくことを検討していくべき。
- 一般施策である放課後児童クラブにおいても年々障害児の受入れが拡大しており、今後は、専門的な対応を図っていくため、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等についても巡回支援することが考えられる。

(2) 卒業後の就労・地域生活に向けた教育・福祉・就労施策の連携

現状・課題

- 学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を図っていくことが必要。

(参考) 特別支援学校高等部等の卒業生の進路

就職している者 23%、授産施設等の利用 56%

検討会報告のポイント

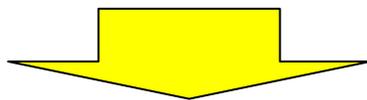
- 学校在学中から、卒業後の地域生活や就労を見据えて、例えば夏休み等において、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用していきようすることが考えられる。

(注) 障害者自立支援法附則第2条により、15歳以上の障害児も、就労移行支援等の事業を利用可能となっている。

部会でのこれまでの主な意見

- 特別な支援を特別な場所で行うだけでなく、一般の地域で必要な支援を、関係施策等を活用するような形で行うべき。
- 経過的児童デイサービス事業の制度化
- 日中一時支援事業の義務的経費化

※ 参考資料 12～19



【論点(案)】

(放課後や夏休み等における支援)

1. 現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること等を踏まえ、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施することとしてはどうか。

(障害児の放課後児童クラブ等での受入れ)

2. 障害児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して巡回支援していくことにより、障害児の放課後児童クラブ等での受入れを促進していくべきではないか。

(卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携)

3. 学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を強化し、例えば学校の在学中から、夏休み等において体験的に就労移行支援事業等を利用していくこととしてはどうか。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

現状・課題

- 子どものライフステージを通じた相談支援について、一層の充実を図っていくことが必要。
- 障害児には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、関係機関の連携システムを構築していくことが必要。特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援の切れ目が生じないよう、関係者の連携強化が必要。

検討会報告のポイント

(1) 市町村を基本とした相談支援体制

- 市町村を基本として、それを障害児通園施設等の障害児の専門機関や、都道府県が支える重層的な相談支援体制を、地域の実情に応じて構築していくことが適当。
- 障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で相談支援が行われることが必要。例えば障害児の専門機関が外に出向いていたり、気軽に行きやすい所とするため名称を「子ども発達センター」のように改めたりといった工夫が必要。

(2) 関係者の連携の強化

- 地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関の連携システムを構築していく必要。特に就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいて支援に切れ目が生じないよう、関係機関の連携を強化し、例えば保育所等と小学校・特別支援学校が積極的な連携を図っていくことが必要。

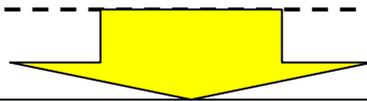
(3) 個別の支援計画の作成と活用

- ケアマネジメントの観点から、保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割の下で支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要。その際、サービス利用計画作成費を活用するとともに、学校等の関係機関の連携・協力により作成・活用することが必要。

部会でのこれまでの主な意見

- 本人のライフステージに寄り添った、相談支援体制が必要。
- 早期発見のため、乳幼児期から、心配であればすぐに相談できるような体制が必要。
- 家族からの相談に当たっては、入口のハードルを低くし、地域ごとに相談支援の機能を拡充させて、適切な相談機関につないでいくという形を検討していったらどうか。
- 障害のある子どもごとに個別支援計画を作成していくことが重要である。

※ 参考資料 20～26



【論点(案)】

(市町村を基本とした相談支援体制の構築)

1. 市町村を基本として、それを障害児通園施設等の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、地域の実情に応じて構築していくべきではないか。

また、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で支援が行われることが必要であり、例えば障害児の専門機関が外に出向いていたり、気軽に行きやすい所とするため名称を改める等の工夫が必要ではないか。

(関係機関の連携強化)

2. 地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関の連携システムを構築し、特に学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援の切れ目が生じないように連携強化を図っていくべきではないか。

(個別の支援計画の作成・活用)

3. ケアマネジメントの観点から、各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべきではないか。

5. 家族支援の方策

現状・課題

- 障害児にとって家族は育ちの基礎となるものであり、子どもの発達支援とともに、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが必要。
- 子どもから一時も目が離せない状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減し、ぎりぎりまで頑張っている在宅で育てられなくなるといったことを防ぐため、レスパイト(一時的休息)の支援を図ることが必要。

検討会報告のポイント

(1) 家族の養育等の支援

- 障害児の家族が、障害の発見時において障害に気づき適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めていくことを支援するため、次のような支援を検討。

- ① ショックや不安を抱えている保護者に対して、専門家による心理的なケアやカウンセリングを実施
- ② 専門機関による家庭における養育方法の支援
- ③ 保護者同士の交流(ピア・カウンセリング)や、障害児のきょうだいに対する支援の促進

(2) レスパイト等の支援

- 家族の負担感を軽減するため、ショートステイの充実等、レスパイト(一時的休息)の支援を図ることが重要。

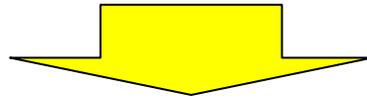
(3) 経済的負担等

- 障害児のいる家族の経済的負担について、現在の利用料の軽減を平成21年度以降も続けるようにするなど、家族の負担能力を踏まえた十分な配慮が必要。

部会でのこれまでの主な意見

- 親の支援を通して子の支援を行うことが重要（特に乳幼児期から学齢期）
- 母親のレスパイトを可能とする短期入所体制の拡充を

※ 参考資料 27、28



【論点(案)】

(家族に対する養育方法の支援)

1. 障害児の家族が、障害の発見時に適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めしていくことを支援するため、①専門家による心理的なケアやカウンセリング、②専門機関による家庭における養育方法の支援、③保護者同士の交流や障害児のきょうだいに対する支援の促進など、家族を含めたトータルな支援を図っていくべきではないか。

(レスパイトの支援等)

2. ショートステイの充実等、レスパイト(一時的休息)の支援を図るとともに、現在の利用料の軽減措置を継続するなど、家族の負担の軽減を図っていくべきではないか。

6. 入所施設の在り方

(1) 障害種別による類型について

現状・課題

- 障害児の入所施設(467か所)は、障害種別等により7類型となっている。
- 障害者施設について3障害の共通化が図られ、また学校教育でも、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度への転換が図られている。
- 障害児施設についても、例えば肢体不自由児施設を知的障害や発達障害のある子どもが利用することが増えている状況にある。

○障害児入所施設

知的障害児施設	254か所	9,808人
自閉症児施設	7か所	235人
盲児施設	10か所	137人
ろうあ児施設	13か所	165人
肢体不自由児施設	62か所	2,730人
肢体不自由児療護施設	6か所	237人
重症心身障害児施設	115か所	11,215人

検討会報告のポイント

- 障害児施設についても、障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、複数の障害に対応できるよう、一元化を図っていくことが適当と考えられる。
- その際、障害児施設は医療機関として併せて医療を行っているものがあることから、こうした医療型の施設と福祉型の施設に分けて考えていくことが必要。また、他の障害を受け入れられるようにしつつ、主に対象とする障害の種別を示せるようにするなど、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう、配慮が必要。例えば重症心身障害児について手厚い人的配置が可能となるようにするなど、基準等を検討していく必要。こうした観点から、重症心身障害などの障害種別の法令上の位置付けも検討していく必要。

(2) 在園期間の延長

現状・課題

- 知的障害児施設、肢体不自由児施設は、引き続き入所しなければ福祉を損なうおそれがある場合等について、満18歳以降も在所できることとされている。
- また、重症心身障害児施設は、継続入所のほか、新たに18歳以上の者を入所させることも可能とされている。

○いわゆる加齢児(18歳以上)の割合

知的障害児施設	40.1%	3,929人
自閉症児施設	29.4%	69人
盲児施設	13.1%	18人
ろうあ児施設	6.7%	11人
肢体不自由児施設	8.9%	242人
肢体不自由児療護施設	46.8%	111人
重症心身障害児施設	87.1%	9,765人

検討会報告のポイント

- 今回、障害児施設支援全般の見直しを行うに当たり、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、障害児の入所定員を確保する一方、満18歳以上のいわゆる加齢児については、受け皿づくりなどを進め、障害者施策として対応していくことについて、検討していくべきとの意見が出された。
- こうした見直しを行う場合には、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が施設から退所させられることがないようにする措置など、移行に当たっての十分な配慮が必要と考えられる。
- 特に重症心身障害児施設について、他の障害児施設と同様の見直しを行う場合には、重症心身障害児者の特性に応じた支援が保たれるよう、小児神経科医や本人をよく知る保育士等が継続して関わられるようにするなど、児者一貫した支援の必要性や、現在入所している者の継続入所について、十分な配慮が必要である。
- 重症心身障害児者の在宅での支援施策(医療的なケアを提供できる短期入所、訪問看護、通園事業など)についても充実させていくことが必要。

(3) 障害児の入所施設・住まいの在り方

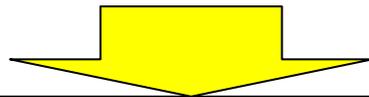
検討会報告のポイント

- 障害児の入所施設について、入所者の多様化等の状況を踏まえ、心理的ケアなどを行える専門的スタッフの配置について充実を図るべきとの意見。
- 障害児の入所施設について、家庭的な雰囲気の中での支援が可能となるよう、小規模な単位での支援ができるような施設の在り方について検討が必要との意見。また、地域小規模施設制度、障害児のファミリーホーム制度や専門里親制度について検討すべきとの意見。さらに、障害児の将来的な自立も見据えて、自立体験やグループホーム・ケアホーム的な住まいの在り方についても検討すべきとの意見。こうした意見を踏まえ、障害児の入所施設・住まいの在り方について検討を進めるべき。
- 障害児の入所施設について、重要な地域資源であり、地域との関わりを深めていくとともに、地域の実情に応じて、地域への支援や短期入所の実施など地域の中の専門機関としての役割を強化していくべき。

部会でのこれまでの主な意見

- 強度行動障害の者が重心施設に入っている現状を改め、本来の重症児とは分けて考えるべき。
- 重症児者への処遇体系は、児者一貫した体制がとられるべき。

※ 参考資料 29～40



【論点(案)】

(入所施設の一元化)

1. 障害児の入所施設について、障害種別等により7類型となっているが、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう一元化を図っていくべきではないか。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮するとともに、例えば重症心身障害児について手厚い人員配置が可能となるようにするなど、基準等について検討していくことが必要ではないか。

(在園期間の延長措置の取扱い)

2. 障害児の入所施設に満18歳以降も在園できるとされている取扱いについて、満18歳以上の入所者は障害者施策で対応していくよう見直していくべきではないか。

その際には、支援の継続性を確保するための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要ではないか。特に、重症心身障害児・者については、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう十分な配慮が必要ではないか。

また、重症心身障害児・者の在宅での支援について充実を図っていくべきではないか。

(障害児の入所施設・住まいの在り方)

3. 障害児の入所施設について、心理的ケアが行える専門的なスタッフの充実や、小規模な単位での支援ができるような施設の在り方、障害児の将来の自立を見据えた住まいの在り方、地域の中の専門機関としての役割の強化について検討していくべきではないか。

7. 行政の実施主体

(1) 障害児施設についての実施主体

現状・課題

- 現在、障害児施設についての実施主体は、都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む)とされている。
- 障害児の在宅の支援施策(ヘルパー等)や児童デイサービス、保育所等の施策や障害者施策は実施主体が市町村となっており、障害児施設についても身近な市町村の役割を高めていくことが必要となっている。
- 他方、障害児施設は数が少なく広域調整が必要なことや、入所の必要性などについて専門的な判断が必要なこと等を踏まえると、都道府県及び都道府県の児童相談所の専門性に基づく関与も必要となっている。

検討会報告のポイント

- 通所については、在宅の支援施策や児童デイサービスの実施主体は市町村とされており、市町村としていく方向で検討することが考えられる。この場合、特に町村については、都道府県による支援が必要。
- 入所については、以下の3案を踏まえ、更に検討が必要。

第1案	市町村	児童養護施設等への入所と実施主体が異なることとなり、障害児が虐待された場合等の判断に課題がある
第2案	措置は都道府県 契約は市町村	措置の場合と契約の場合で実施主体が異なることとなり、混乱が生じるおそれがあるという課題がある
第3案	当面は都道府県	この場合、市町村が相談に応じるなど、市町村の関与を強めていくことが必要。将来的には市町村とすることを検討

(2) 施設入所における措置と契約について

現状・課題

- 障害児施設への入所については、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置によるが、それ以外の場合には契約によることとされている。
- 現在、措置による場合と契約による場合との判断について、都道府県によって差が生じている状況がある。
(措置による場合)
 - ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
 - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
 - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

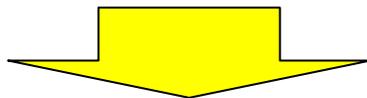
検討会報告のポイント

- 障害児施設への入所が措置か契約かの判断をより適切に行うべきという観点から、措置とするか契約とするかの判断について、障害児の権利、社会福祉制度全体の改革の動向、利用者と事業者の対等な関係づくりなどに十分配慮しつつ、更に検討していくことが必要。
- 全国的に適切な判断が行われるよう、判断が難しい事例等について調査を行った上で、関係団体等から意見を聴取しながら、判断基準を更に明確化していく作業を進め、国において措置によるべき場合と契約によるべき場合についてのガイドラインを作成していくことが求められる。

部会でのこれまでの主な意見

- 町村の実施体制と実施状況の十分な検証が必要。
- 市町村レベルでは新規入所者を決定できないおそれがあるため、従来どおり都道府県とすべき。(町村の意見を踏まえ、慎重に検討)
- 経済的ネグレクトに対しては措置に。

※ 参考資料 41～44



【論点(案)】

(通所施設の実施主体)

1. 障害児施設の実施主体について、通所については、在宅の支援策や児童デイサービスの実施主体は既に市町村であり、都道府県が支援を行うこととしつつ、市町村とする方向で検討することとしてはどうか。

(入所施設の実施主体)

2. 入所について、児童養護施設等の入所の実施主体が都道府県とされていること等を踏まえ、実施主体をどのように考えるべきか。当面都道府県とする場合には、市町村の関与を強めていくべきではないか。

(措置と契約)

3. 障害児施設への入所について、措置か契約かの判断をより適切に行うべきとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとしてはどうか。

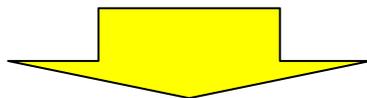
8. 法律上の位置付けなど

検討会報告のポイント

- 障害児への支援については、なるべく一般施策との連携により対応していくという考え方からは、各施設や事業の根拠を「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべきと考えられる。
- 障害のある子どもやその家族が実際にサービスを受けられるよう、人材の確保を含めサービスの提供体制整備を図っていくことが必要。
- 障害の有無に関わらず、すべての人が「自立と共生」できる社会を目指した取組をさらに進めていくべき。

部会でのこれまでの主な意見

- 児童福祉法の枠組みの中で、ユニバーサルに障害のある子ども自身の発達支援と子育て支援を行う必要がある。



【論点(案)】

(障害児支援の根拠法)

障害児への支援の根拠について、児童福祉法に位置付けることを基本としていくこととしてはどうか。